都道府県

各 指定都市 生活保護担当係長 殿 中核市

厚生労働省社会·援護局保護課保護係長

社会福祉各法に法的位置づけのない施設・共同住宅に関する実態調査について(依頼)

生活保護行政の運営については、平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、先般のブロック会議においては、「居住環境と比べて家賃が高額な住居に対する住 宅扶助費の認定」について協議を行ったところですが、各地域における施設・共同住宅(以 下「施設等」という。)の実態や施設等に対する認識については差が見られたところです。

一方、要介護高齢者等を対象とした共同住宅(宅老所、高専賃等)、ホームレスやアルコール依存症、薬物依存症者等を対象とした社会福祉各法に法的位置づけのない施設については、環境面や入所者の処遇等において問題を抱えている施設等もあるとの指摘がありました。

このため、これらの施設等に入所している被保護者を抱える保護の実施機関においては、一般住宅に居住する被保護者と同様に、これらの施設等に入所する者に対しても訪問活動を行い、生活実態の把握に努めるとともに、入居者に対して適切な支援が行われているか随時確認する必要があります。

また、これらの施設等は、本来、有料老人ホームや無料低額宿泊所など法的な施設への 届出を行うべき場合が多いため、それぞれの施設の所管課と連携して、法的施設への届出 を指導するなど必要な措置を講ずる必要があります。

ついては、今般、訪問調査等を通じて改めて、各自治体における施設等の実態について 把握する必要がありますので、下記により当職あて提出いただきますようお願いします。

なお、これらの施設等へ入居している被保護者に対する住宅扶助費の認定方法について は、本調査の結果等を踏まえ、引き続き検討していく予定です。

記

- 1 調査期日 平成21年1月1日現在
- 2 提出期限 平成 21 年 3 月 31 日(火)
- 3 調査対象施設
 - ①高齢者等を対象とした施設・共同住宅(宅老所)
 - ②高齢者専用賃貸住宅(老人福祉法に基づく有料老人ホームは除く)
 - ③ホームレスを対象とした施設・共同住宅(簡易宿泊所・無料低額宿泊所は除く)
 - ④アルコール依存症者を対象とした施設・共同住宅

- ⑤薬物依存症を対象とした施設・共同住宅
- ⑥その他 法的位置づけのない施設・共同住宅
- 4 留意事項 管外の施設に入居している被保護者がいる場合には、当該施設についても調査対象とする。
- 5 提出様式 別紙1・別紙2
- 6 提出方法

次の手順によりご回答下さい。

- ① まず、各都道府県(市)ご担当者様より、当職あてに E メールをお送り下さい。
 - ・アドレス: hogogakari@mhlw.go.jp
 - · 件名:「施設実態調査 ○○○県(市) 担当者連絡」
 - ・内容:担当者氏名、所属、連絡先(電話・FAX・Eメールアドレス)
- ② 頂いた \mathbf{E} メールアドレスに、当職より、別紙様式(エクセル)を添付して送信 いたします。
- ③ 別紙様式(エクセル)に該当施設の状況等を記載いただき、メールにてご回答下さい。

(担当)

厚生労働省・社会・援護局 保護課保護係 横澤・小野 TEL 03-5253-1111 (内線 2826)

FAX 03-3592-5934

e-mail: hogogakari@mhlw.go.jp